

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
1	用語の定義について		(12)				「浄水処理設備」に工水施設が含まれるとの記載ですが、P2の表1-1では上水処理設備の水質検査以外は事業者の業務範囲となっています。工水施設は事業者の業務範囲外と考えるので、浄水処理設備には工水施設は含まれないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。浄水処理設備には工水施設は含まれません。
2	用語の定義について		(21)				「確認」については、「契約図書との適合のみ」を確かめ、認めていただくことと考えてよいでしょうか。その他留意すべき点があればご教示ください。	記載のとおりです。
3	本事業の目的について	1	第1	1	(4)		要求される4拡送水トソの維持水量を具体的にご教示願います。	維持水量に関する規定は設けず、その時点で送水できる最大量を送水することを想定しています。
4	上水施設再整備方針について	1	第1	1	(5)		「周辺環境に留意しつつ」との記載がありますが、具体的に留意すべき点、地元同意をしている内容等があればご教示ください。	具体的に留意すべき点とは、P.5(12)留意事項やP.22(2)周辺住民への配慮などを指しますが、地元同意している内容等はありません。
5	対象施設と対象業務	2	第1	1	(6)	表1-1	水質管理業務に、事業予定地内配管が含まれますが分界点での水質管理を行うとの理解でよろしいでしょうか。	水質測定は容易にサンプリング可能な浄水池等の地点で行うことを認めますが、水質に影響が出ないように事業予定地内の配管の維持管理を行ってください。
6	排水処理施設の水質管理について	2	第1	1	(6)	表1-1	排水処理設備の水質管理とは排水池上澄水などの返送水の水質管理を指すという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
7	事業予定地内配管の水質管理について	2	第1	1	(6)	表1-1	事業予定地内配管の水質管理は、配管内の汚染によって浄水水質が要求水準値を超過することがないようにするという意味で、管内の水質測定や定期水質検査を求めるといった意味ではないとの理解でよろしいでしょうか？	No.5の回答をご参照ください。
8	施設の立地条件	2	第1	1	(7)		開発許可は実施済との理解でよろしいでしょうか。その際の実施区域および緑地区域の位置および面積が確認できる資料の公表をお願いします。	西宮市条例で規定される開発行為に抵触するかも含め、事業者が行う設計業務の内容に左右されるため、開発許可は実施しておりません。また、開発許可申請は神戸市名義となりますが、実際の手続きは事業者の責で実施することとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
9	施設の立地条件	2	第1	1	(7)			今回の事業では開発関連の申請が必要と思われませんが開発関連から建築確認までの申請期間は紛争調停などもなく順調に進んだとしても最近の事例によると開発関連申請6ヶ月+確認申請4ヶ月その他申請も合わせると11月くらい要すると思われます。 事業期間としてはどのようにお考えなのかご教示ください。	開発関連から建築確認までの申請期間を想定のうえ、事業者にて整備期間内に収まるように調整してください。
10	施設の立地条件	2	第1	1	(7)	①	カ	緑地計画のため、既存施設の緑地率・緑地範囲をご教示願います。	入札説明書等で示します。なお、風致の維持に必要な緑地率などは、事業範囲を含む上ヶ原浄水場全体で確保して下さい。また、申請は神戸市名義となりますが、実際の手続きは事業者の責で実施することとします。
11	薬品注入設備について	3	第1	1	(8)	①	ア	ア新設する施設 (イ)薬品注入設備について「薬品注入ポンプ」との記載がありますが、ポンプ注入方式とは異なる方式の提案は可能でしょうか。	薬品の注入方法については、提案可能とします。
12	事業の範囲について	3	第1	1	(8)	①	ア	外構施設(フェンス、門扉等)は、既設流用が可能なものは流用してもよいですか。	ご理解のとおりです。
13	薬品注入設備について	3	第1	1	(8)	①	イ	薬品注入設備(次亜、PAC、苛性)は新設する薬品注入棟へ新設・集約し、既設は全て撤去で宜しいでしょうか。	薬品注入設備の配置については、提案によります。また、既設については、No. 19の回答をご参照ください。
14	薬品注入設備について	3	第1	1	(8)	①	イ	管理棟横にあるPAC貯蔵槽(RC製角型)は工水用でしょうか。その場合、この施設も撤去範囲に含まれますか。	当該施設については、上・工水兼用の施設です。撤去範囲についてはNo. 19の回答をご参照ください。
15	薬品注入設備について	3	第1	1	(8)	①	イ	既設の各薬品注入設備の機器仕様、配管仕様、注入配管図点、機器配置図をご提供願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
16	撤去する施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去する各施設について、形状・寸法・レベル高低差の分かる資料をご提示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
17	撤去する施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去する施設の(エ)薬品注入設備は、別紙5でどの箇所に該当するかご教示願います。	入札説明書等でお示しします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
18	撤去する施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去する不要な管路について、撤去対象（仕様・径・延長・深さ等）の分かる資料をご提示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
19	撤去する施設	3	第1	1	(8)	①	イ	事業予定地内には、(ア)～(カ) 以外に仕切弁等の地下構造物、電動弁室や倉庫等の上屋がありますが、撤去対象でしょうか？	撤去対象構造物（管路含む）については、事業者が実施する新設構造物の配置計画に基づき、撤去方法も含め、任意に設定できることとします。但し、事業範囲内の既設構造物については、原則GL-1.5m程度までは全て撤去し、地上構造物は残置しないほか、残置する構造物に起因するリスクは事業者となります。
20	撤去する施設	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去する施設の(オ) 電気・計装設備の寸法・重量などの仕様、およびそれらの位置をご教示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
21	事業の範囲について	3	第1	1	(8)	①	イ	撤去する施設について、事業に影響のない管路は残置させたく思いますがよろしいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
22	脱水ろ液について	4	第1	1	(8)	図1-1		脱水ろ液の返送について、既設においても返送を行っていますか？行っている場合は、当該水質および水量をお示し頂けないでしょうか？	既設においては、工水施設（分配井）に返送を実施しています。当該水量については、入札説明書等で示しますが、水質について提示できるものはございません。（既設の排水処理施設は、上水（千苧貯水池）と工水（神崎川）の兼用施設です。）
23	試験運転期間	5	第1	1	(11)			※整備期間中に約6ヶ月程度の試験運転を行うについての6ヶ月間は 工事を全面中止する、若しくは期間中において市から指定のあった日に限り中止するのいずれでしょうか。また、試験運転に支障をきたさない外構等工事については 作業可能でしょうか。	試験運転は記載した6か月の期間内に行うこととしますが、その間に試験運転に影響しない工事を実施することは認めます。
24	事業スケジュール 整備期間	5	第1	1	(11)			現地の立地条件、搬入条件などを考慮し、工事工程を検討した際、現在想定される整備期間（5年）での完工が厳しい可能性があります。整備期間の設定について、ご検討をお願いします。	5年間の整備期間において、設計や試験運転を含めて効率的に実施していただくことを想定しております。
25	留意事項	5	第1	1	(12)			事業期間内に計画されている他工事について、現時点の計画資料をご教示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
26	事業の範囲について	5	第1	1	(12)	ア	「留意事項」の工業用水道施設の工事について、工事内容が明らかとなる資料を開示ください。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
27	事業の範囲について	5	第1	1	(12)	ア	「留意事項」の工業用水道施設の工事について、工水施設の工事の前段階として試運転を実施しておりその結果によっては工事内容や工事期間に変更が生じるとありますが、変更が生じた場合のリスクは貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	工業用水道施設の工事について	5	第1	1	(12)	ア	工事内容や工事期間に変更が生じる可能性とありますが、その結果、工事費に影響が出た場合、契約金額の変更をお願いします。	当該事由により工事費が増加する場合には、費用の精算をしますが、精算方法については変更内容によって判断します。
29	工業用水施設の工事について	5	第1	1	(12)	ア	工水施設の試運転はいつ頃まで行い、その結果はいつ頃出てくるのでしょうか。	平成32年度までに試運転も含め、工業用水道施設の工事も終える予定です。
30	工業用水施設の工事について	5	第1	1	(12)	ア	工水施設の工事について、平成33年3月までの予定とされていますが、それまでの期間、稼働している工水施設(撤去予定の工水施設)の維持管理については、貴市が担うという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
31	事業の範囲について	5	第1	1	(12)	ウ	場内のその他工事の具体的な内容が確認できる資料の公表をお願いします。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
32	事業の範囲について	5	第1	1	(12)	ウ	阪神水道企業団において神呪量水池を改良する工事も計画されているとありますが、本事業の整備期間中に工事完了するとの理解でよろしいでしょうか。維持管理期間に工事を行う場合、送水可能とする処置は貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。したがって、後段の状況は発生しません。
33	場内におけるその他の工事について	5	第1	1	(12)	ウ	場内及び搬入経路の動線確保において、これらの工事と調整する必要があるとありますが、調整に当っては市と事業者が協力して行うということをお願いします。	ご理解のとおりです。
34	場内におけるその他の工事について	5	第1	1	(12)	ウ	送水管新設工事および、阪神水道企業団の施設改良工事の工期はいつ頃分かるのでしょうか。	入札公告後、その時点の計画内容を希望者に貸与する予定です。
35	留意事項について	5	第1	1	(12)	エ	千苺導水路の工事が予定通り完了しない場合、工期への影響のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
36	別途工事について	5	第1	1	(12)		事業期間中に貴市が行う別途工事により、本事業の整備期間延長や費用増加等が発生する可能性があります。これらに伴うリスクは貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	兵庫県及び西宮市の関連条例について	6	第1	1	(13)	①	①法令等 兵庫県及び西宮市の関連条例において「西宮市都市デザイン課と協議すること」とありますが、事業者が直接協議するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	遵守すべき関連法令について	6	第1	1	(13)	①	兵庫県及び西宮市の関連条例について、西宮市都市デザイン課と既にご協議を行われている内容があればご教示ください。	現段階で提示できる内容はございません。
39	遵守すべき関連法令について	6	第1	1	(13)	①	兵庫県及び西宮市の関連条例について西宮市都市デザイン課との協議によって計画の変更が必要となった場合の取扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。	計画変更の内容によって、事業者と市とで協議のうえ対応を検討します。
40	事業者を求める役割について	7	第1	2	(1)	②	「災害時等も含め安定的かつ継続的な水の提供」とありますが、p30の危機管理マニュアルで示された事象を検討するとの理解でよろしいでしょうか。	P30に記載した事象に限らず、事業者にて起こり得る事象を設定してご検討ください。
41	留意事項について	7	第1	2	(5)		工事期間中の緊急時の対応について、工水施設に起因して対応が必要な事項があればご教示ください。	工水施設に起因して対応が必要な事項は特に想定しておりません。
42	留意事項(他施設との関係等)	7	第1	2	(5)		工水施設は停止できないため、整備業務、維持管理業務において留意する必要があるとあるが、工水施設の内容や維持管理の要領(使用される動線など)の情報の公開をお願いします。	平成32年度末までは、既存の工水施設を稼働し続ける必要があります。この対象施設については、実施方針説明会の資料(市のHPで公表中)でご確認ください。 一方、平成33年度以降に継続稼働する対象施設については、入札公告後、希望者に貸与する資料でご確認ください。
43	特別目的会社について	7	第1	2	(2)		本事業で設立する特別目的会社の所在地を場内とすることは可能でしょうか。	特別目的会社は神戸市内に登録するものとします。
44	原水水質について	7	第1	3	(1)	①	原水水質については、過去10年間の平均値を標準とし、最大でも「想定する原水水質」の範囲内との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
45	要求する機能について	8	第1	3	(2)	①	入札価格のうち、維持管理費については通常時運用水量に基づいて算出するものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札説明書等で示します。
46	要求する機能について	8	第1	3	(2)	①	通常時運用水量について、変動が発生した場合の維持管理費の増大は貴市帰責で清算願えると考えてよいでしょうか。	水量変動に伴い使用量が変動する費目については精算することを検討しています。詳細は入札説明書等で示します。
47	要求する機能について	8	第1	3	(2)	①	維持管理費算出に必要ですので、通常時運用水量の変動幅についてご教示願います。	通常時の運用水量は基本的には一定とする予定です。事業者からの供給水量の変動については、許容する幅を設定することを検討しています。詳細は入札説明書等で示します。
48	要求する機能について	8	第1	3	(2)	①	※H39までの通常時運用水量は、約4万 ³ /日とありますが、具体的な時期(〇月)と、水量が少ない背景をご教示ください。	H39年度末日としてご検討ください。また、水量が少ない背景については、送水先の工事計画に起因するものです。
49	要求する機能について	8	第1	3	(2)	①	※H39までの通常時運用水量は、約4万 ³ /日とありますが、時期がずれた場合は、電力、薬品等の費用が設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	水量変動に伴う費用精算として対応するものとしします。
50	浄水能力について	8	第1	3	(2)	①	表1-3において、通常時運用水量は60,000m ³ /日と要求されていますが、非定常時に貴市のご指示により浄水量低減や浄水停止等を行った場合の運用水量はこの限りでないとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	浄水能力について	8	第1	3	(2)	①	「※H39までの通常時運用水量は、約4万m ³ /日とする。」とありますが、「約4万m ³ /日」の上下限值をご提示くださいますようお願いいたします。	入札説明書等でお示しします。
52	浄水能力について	8	第1	3	(2)	①	表1-3 想定されている最小処理水量があれば、要求水準書にお示し頂けないでしょうか？	特にございませぬ。
53	浄水能力について	8	第1	3	(2)	①	表1-3 H39までの通常運用水量について、平成39年度末(平成40年3月31日)との理解になるでしょうか？	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
54	要求する機能について	8	第1	3	(2)	②		水質項目の追加や水質基準値に変更が生じた場合の要求水準値が、基準値の10分の1とありますが、想定できない水質基準値の変更は浄水処理方式に影響するため「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方より、貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	水質基準値の変更時には事業者と市とで対応方法を協議し、結果として維持管理費が増加する場合には、合理的に説明可能な費用増加分について市が負担するものとなります。
55	要求する機能について	8	第1	3	(2)	②		水質項目の追加や水質基準値に変更が生じた場合、提案時点で内容の想定ができませんので、設備の改造や維持管理費の増大費用は貴市負担と考えてよいでしょうか。	No. 54の回答をご参照ください。
56	浄水水質について	8	第1	3	(2)	②		「・・・なお、法改正等により、水質項目の追加や水質基準値に変更が生じた場合、水質基準値の1/10の値を要求水準値とすることを原則とし、・・・」とありますが、追加される水質項目によっては「要求水準値＝水質基準値の1/10」が達成困難となる可能性があります。従いまして、水質基準値の1/10を要求水準値とすることを原則とされないようお願いいたします。	No. 54の回答をご参照ください。
57	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表4-1	土木構造物はレベル2地震動に対して耐震性能2とありますが、この性能は、構造物の場合、発生する断面力に対して、せん断耐力と曲げ耐力（最大耐力力点）を照査限界値としてよろしいでしょうか。	断面力に対する照査は、最大耐荷点とします。併せて、破壊モードの判定も行ってください。
58	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表4-1	③耐震性能について、土木構造物の耐震設計法は、水道施設耐震工法指針に準拠し、今回の対象構造物は池状構造物であることから、静的線形解析（構造物独立モデル）による耐震計算を適用してもよろしいでしょうか。	耐震性能2に対する照査を行う場合には、構造物特性係数を用いた線形解析を用いてよいこととします。
59	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表4-1	③耐震性能について、土木構造物の耐震設計法は、2次元モデルを対象に耐震計算を実施してもよろしいでしょうか。その際、より合理的な設計を行うことを目的として、構造物の3次元性を考慮し耐震設計を実施してもよろしいでしょうか。	要求する性能を満たせる合理的な方法で行ってください。
60	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表4-1	③耐震性能について、想定する地震被害のシナリオとして、例えば、阪神水道企業団甲山調整池の東側斜面の地滑りなど、今回の工事対象範囲外の被害シナリオは考慮しないことでよろしいでしょうか。	事業予定地の地盤条件に応じた耐震性能とします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
61	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表4-1	③耐震性能について、想定する地震被害のシナリオとして、浄水池からの送水管の破損による漏水を想定し、緊急遮断弁を設置する計画としてないことで考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	災害、事故等の対応と合わせてご提案下さい。
62	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	3	(2)	③	表4-1	建築物の構造は機能を満足する前提で民間提案による仕様を採用した場合においても耐震性の分類はI類とする必要があるのでしょうか。軽量鉄骨造採用の場合(採用してのいいというのが前提ですが、現在の事務所もこの仕様で費用を軽減できます)、耐震基準を満足させる為に採用できない場合があります。	神戸市水道施設耐震化基本計画に、「ポンプ室、電気室、事務所の新設時および経年化施設建替時に原則として、この指針の重要度の一番高い、I類の建築物として設計する。」こととしていますので、これを踏まえた要求性能を満たす構造としてください。
63	施設の重要度と耐震設計基準	9	第1	2	(2)	③	表4-1	建築構造物の施設の重要度と耐震設計基準に関して、「I類相当、ただし、、、を現行基準より割り増しすること。」とありますが、今回対象となる建築構造物「管理棟、薬品注入棟、電気棟、脱水機棟(P17表より)」の全てと考えてよろしいでしょうか。	神戸市水道施設耐震化基本計画に、「ポンプ室、電気室、事務所の新設時および経年化施設建替時に原則として、この指針の重要度の一番高い、I類の建築物として設計する。」こととしていますので、それに準じてください。また、管理棟と事務所は同一の建築物として取り扱ってください。なお、合棟とする場合(例:薬品注入棟と電気棟)はより分類の高い設計とすることとします。
64	要求する機能について	9	第1	3	(2)	④		構造物・設備の耐用年数は事業者提案によるものと考えてよいでしょうか。	法定耐用年数を満たすことを前提に、提案によるものとします。
65	構造物・設備の耐用年数について	9	第1	3	(2)	④		長寿命化に配慮した耐用年数とありますが、考え方として例えば法定耐用年数を超えて使用可能な仕様である等、具体的な年数は求められないとの理解でよろしいでしょうか?	No.64の回答をご参照ください。
66	適用する仕様書等	9	第1	4				「その時点における最新版を適用」と記載されていますが、技術提案時点と考えてよいでしょうか。その場合、契約後の実施設計時点で内容の変更が生じた場合、追加費用は貴市負担と考えてよいでしょうか。	提案書提出時点での最新版とします。その後、実施設計の完了までに基準等が改定された場合には、その内容に基づいて事業者と市とで対応方法を協議のうえ、合理的に説明できる追加費用については市が負担するものとします。
67	適用する仕様書等	9	第1	4				「仕様書等に定めのないものは市の確認を要する。」との記載されていますが、事業者の技術、ノウハウ等の活用の観点から、事業者標準や事業者実績も仕様等の採用根拠としてお認めいただくよう要望します。	要求水準と同等性能が確保できる場合には、事業者標準や事業者実績を採用根拠とすることを認めます。
68	事業の統括業務について	11	第2	1				統括責任者に関する資格要件は無いものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
69	事業の統括業務について	11	第2	1			統括責任者は、整備期間の設計、工事、維持管理業務において変更可能との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は、市に承認を得たうえで変更可能とします。
70	事業の統括業務について	11	第2	1			統括責任者は特別目的会社に必要な資格者（受託業務水道技術管理者）等と兼任することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	統括責任者について	11	第2	1			「・・・統括責任者を代表企業から1名選任し、特別目的会社に配置すること。」とありますが、専任・現場常駐までを求めるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	提出書類について	12	第2	7			承認事項の提出部数が示されていますが、提出する時期は提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	提出書類	12	第2	7	表2-1		建設業務のうち、工事写真の対象個所は事業者提案によるものと考えてよいでしょうか。	「適用する仕様書等」にて規定する内容に準じる限りは提案によるものとします。
74	上水施設再整備について	13	第3	1			入札は貴市より公開される資料において整備費を算出する事になります。そのため、以下の資料を公表をお願いします。 ①地質調査結果 ②工水施設の竣工図面（土木建築・機械・電気） ③撤去対象機器リスト ④埋設配管、ケーブル、ハンドホール図面 ⑤現状の雨水排水経路図 ⑥下水道経路図 ⑦上ヶ原浄水場の水安全計画 ⑧アスベスト調査結果 ⑨土壌汚染調査報結果 ⑩PCB使用状況 ⑪場内浄水関連接続ポイント（原水、浄水、雨水、水道、ガス、汚水、工専用排水、など）	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
75	事前調査業務	13	第3	1			事前調査の結果、技術提案からコストの増大が発生した場合、貴市負担と考えてよいでしょうか。	提案時点で市が提示した情報から予見できなかった事象に起因して発生する費用増加については、合理的に説明できる範囲で市が負担するものとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
76	事前調査業務	13	第3	1			建築確認申請書等を作成する際に既設建築物および工作物（擁壁など）の情報が必要となるため、「既設建築物および工作物の確認申請書、確認済証および完了検査済証」を借用させていただきます。当該資料が無かった場合は、当該建築物および工作物に関して安全性の確認は貴市の責によると考えてよろしいでしょうか。	前段については、市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。後段については、地上構造物は全て撤去対象であるため、安全性の確認は行いませんが、撤去までの既設建築物の安全に関する責は市とします。
77	地下埋設物調査	13	第3	1	(2)		事業予定地内における現状の上水、電気、ガス、電話線の経路をご提示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
78	現地調査	13	第3	1	(2)		地下埋設物調査について、現地調査を十分に行うこととありますが、十分にとはどの程度をお考えでしょうか。	既存の貸出図面の記載内容との整合の確認等、設計・建設業務に必要な情報を得るための調査を想定しています。調査方法についてはご提案ください。
79	地下埋設物調査について	13	第3	1	(2)		既存の貸出図面は、必ずしも正確に反映できていないため現地調査を十分に行うこととありますが、調査は事業者で行いますが提案時点では貸出図書を基に整備費を算出するため、事前調査との差異のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 75の回答をご参照ください。
80	事前調査業務	13	第3	1	(2)		試掘に立会いいただく「管理者」とは貴市ご担当者と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	地下埋設物調査について	13	第3	1	(2)		12項、表2-1においては事前調査業務は報告のみとなっておりますが、試掘調査等のみ事前に市の確認を得るものとなっております。試掘調査のみを確認とされた理由、留意点などありましたらご教示願います。	市がこれまでに実施した調査結果との差異が生じた場合に、その原因を把握できるようにするため、試掘調査方法を確認のうえ、結果を分析することを想定しています。
82	試掘調査について	13	第3	1	(2)		提案段階で分かり得ない事項で、試掘調査の実施により提案金額に影響を及ぼす事象が生じた場合のご対応方法の考え方をお示し頂けないでしょうか？	No. 75の回答をご参照ください。
83	地質調査	13	第3	1	(3)		事業予定地内における既存の地質調査資料をご提示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
84	雨水・汚水排水路	13	第3	1	(4)		事業予定地内における現状の雨水・汚水排水経路をご提示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
85	事前調査業務	13	第3	1	(4)			雨水・排水路について、現時点で判明している制約条件があればご教示ください。	西宮市担当局にご確認ください。
86	雨水・汚水排水経路の確認について	13	第3	1	(4)			雨水・汚水排水先とは、雨水が河川放流、汚水が下水放流との理解でよろしいでしょうか。	西宮市担当局にご確認ください。
87	現地調査	13	第3	1	(5)			事業予定地内で現在までに把握されている遺跡・文化財についてご教示願います。	要求水準書(素案)別紙5のとおりです。
88	周辺影響調査業務について	14	第3	1	(5)			各種調査のうち、住民協議等から現時点で必要であることが判明している調査項目があればご教示ください。	判明している調査項目はありません。
89	周辺影響調査業務について	14	第3	1	(5)			各種調査の結果、追加の対策が必要となった場合の費用負担は貴市と考えてよいでしょうか。	No. 75の回答をご参照ください。
90	周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査について	14	第3	1	(5)			「必要に応じて、以下の事前・事後調査業務を行うこと」とありますが、事後調査の項目をご教示ください。	関係法令等により建設工事後の実施が義務付けられる調査項目があれば実施してください。
91	周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査について	14	第3	1	(5)	⑨		遺跡・文化財調査について、発見された場合の工事の中断等のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	遺跡・文化財が発見された場合は、事業者と市とで協議のうえ対応方法を決定することとしますが、現時点で、遺跡・文化財等の発見による工事の中断は想定しておりません。
92	周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査に関する必要な補助について	14	第3	1	(5)	⑫		「その他必要な補助」として想定されているものがあればご教示頂けないでしょうか？	特に想定はございませんので、ご提案ください。
93	既存の図面	14	第3	1	(7)			現況測量図・実施位置図の資料をご提示願います。	現在保有している既存の図面については、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
94	留意事項について	14	第3	1	(7)			「提供する既存の図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではない」とのご記載ですが、既存図面に起因するリスクは貴市負担と考えてよいでしょうか。	事前調査業務の結果も踏まえて、事象ごとに協議して分担を検討することとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
95	留意事項について	14	第3	1	(7)			水道法施行規則第16条に基づき検便が求められていますが、「月に○日以上入場する場合」などの条件はございませんでしょうか。	浄水場内で1ヶ月間に11日以上入場して作業を行う場合、複数月で断続的に入場する場合は、通算11日とします。但し材料運搬等のみで入場するものは除きます。
96	事前調査の実施にあたっての留意事項について	14	第3	1	(7)			提案段階で分かり得ない事項で、事前調査の実施により提案金額に影響を及ぼす事象が生じた場合のご対応方法の考え方を示し頂けないでしょうか？	No. 75の回答をご参照ください。
97	撤去する施設	15	第3	2				沈澄池は撤去施設に含まれていませんが、沈澄池の取扱いについてご教示願います。また、地中に埋設されている状況であれば、沈澄池の形状・寸法・土被り等が判る資料をご教示願います。	前段については、No. 19の回答をご参照ください。後段については、市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
98	設計内容	15	第3	2				撤去に伴う設計内容は 施工計画作成業務と判断してよろしいでしょうか。	撤去工事の設計については設計図書に示すこととし、工事の実施内容については施工計画に含めることとします。
99	設計内容	15	第3	2				管理棟は(別紙5)増築分も含め建物の図面有り 但し、杭は有るが図面無しの理解でよろしいでしょうか。この場合 杭撤去に係る費用は設計変更(増額)対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
100	設計業務について	15	第3	2	表3-1			撤去において、別紙5の点線で示される沈澱池が含まれていません。新設構造物を築造する場合において杭等で地盤から支持する等の配慮を行えば、残置できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
101	管理棟について	15	第3	2	表3-1			新設対象施設として「管理棟(中央監視制御室)」がありますが、中央監視制御室以外の部屋(事務室や休憩室、トイレ、給湯室、シャワー室、書庫、見学者用会議室等)は設置不要であると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に規定した業務の遂行に必要な設備をご提案ください。
102	系列数について	15	第3	2	(1)			「複数系列化を図り……通常時運用水量を処理できる構成とする」とありますが、複数系列のうち1系列が停止時も通常時運用水量(=60,000m ³ /日※H39までは約40,000m ³ /日)を処理できる設備能力とする、との理解で宜しいでしょうか。	清掃、補修、設備の更新時の運用水量については、取り扱いを再検討します。今後公表する要求水準書(案)及び入札説明書等をご参照ください。
103	共通事項	15	第3	2	(1)			事業期間の平成33年4月以降に、事業予定地内において供用中となる工業水道他の配管について、深さ・経路図等をご提示願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
104	設計業務について	15	第3	2	(1)			(1)共通事項に、「期間内で竣工する施工計画を立案できる設計を行うこと」と記載されていますが、工事用車両の通行量に対し、台数制限は無いものと考えてよいでしょうか。	工事用車両の通行については適宜西宮市担当局等にご確認いただき、確認結果を踏まえた施工計画を立案ください。
105	設計業務について	15	第3	2	(1)			通常運用水量に影響がない範囲で、設備の系列数は事業者提案と考えますがよろしいでしょうか。	No. 102の回答をご参照ください。
106	土木・建築構造物設計	16	第3	2	(2)	①	表3-2	地中構造物を存置する場合、地表面からの土被りをご教示願います。	No. 19の回答をご参照ください。
107	土木・建築構造物設計	16	第3	2	(2)	①	表3-2	古墳に影響の無い造成、配置計画とするため、撤去対象構造物である高速凝集沈殿地(2号)の一部を存置させることは許容されるでしょうか？。	No. 19の回答をご参照ください。
108	土木・建築構造物設計	16	第3	2	(2)	①	表3-2	「撤去対象構造物は杭を含めて撤去することを原則とする。ただし、新設構造物を築造しない場合は杭及びその他の地中構造物(撤去対象物は除く)の残置を許容する。」とありますが、撤去対象構造物(あるいは撤去対象物)とは第1総則1事業内容(8)事業の範囲①対象施設イ撤去する施設の(ア)～(カ)と考えてよいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
109	土木・建築構造物設計	16	第3	2	(2)	①	表3-2	「撤去対象構造物は杭を含めて撤去することを原則とする。ただし、新設構造物を築造しない場合は杭及びその他の地中構造物(撤去対象物は除く)の残置を許容する。」とありますが、撤去対象構造物の杭を除く部分は新設構造物を築造しない範囲であっても撤去が必要と考えてよいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
110	土木・建築構造物設計	16	第3	2	(2)	①	表3-2	「撤去対象構造物は杭を含めて撤去することを原則とする。ただし、新設構造物を築造しない場合は杭及びその他の地中構造物(撤去対象物は除く)の残置を許容する。」とありますが、撤去対象構造物以外の構造物は新設構造物を築造しない範囲(平面的、深さ方向のどちらでも)であれば、地上、地中を問わず残置が可能と考えてよいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
111	クラック	16	第3	2	(2)	①	表3-2	上水施設等…クラックの抑制等に配慮について、躯体はRC構造物のためある程度のひび割れに関しては許容するとお考えでしょうか。また、許容ひび割れ幅等をご提示願います。	ひび割れ幅の限界値は0.004C(Cはかぶり)とします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
112	土木・建築物設計、構造について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	「原則、全ての水槽に覆蓋を設置する等テロ対策を図ること。」とありますが、覆蓋を設置することで施設管理の効率性を低下させる可能性が高くなります。覆蓋以外での対策を提案できるとの理解でよろしいでしょうか。 例) 赤外線センサー等による侵入検知など	覆蓋に限定した対策とは考えておりませんが、外部から異物を投入することによる事故等を防止できる方法をご提案ください。
113	各施設の要求水準	16	第3	2	(2)	①	表3-2	構造物撤去に関し、別紙5の他に杭仕様・本数、地中構造物の物量が分かる資料の開示をお願いいたします。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
114	各施設の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	構造において、「構造物は～耐久性を有すること」とありますが、耐用年数に指定は無く提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 64の回答をご参照ください。
115	各施設の要求水準	16	第3	2	(2)	①	表3-2	池状コンクリート構造物の防水工仕様は、事業者提案によると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	各施設の要求水準	16	第3	2	(2)	①	表3-2	付帯設備の対塩素等腐食の仕様は、事業者提案によると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	各施設の要求水準	16	第3	2	(2)	①	表3-2	建築物の構造について、鉄骨造(重量)ないしは、RC造とのご記載ですが、機能を満足する前提で、民間提案による仕様をご採用いただくことは可能でしょうか。	No. 62の回答をご参照ください。
118	各施設の要求水準	16	第3	2	(2)	①	表3-2	古墳について、本事業期間中に発掘等の調査は無いものと考えてよいでしょうか。	事業者の施工計画にもよりますが、当該古墳については「上ヶ原浄水場古墳」として、西宮市担当課への届け出、または通知の対象となっています。その後の調査については、西宮市担当課の判断となります。また、調査が必要となった場合の工期延期等については、市のリスクとなります。
119	各施設の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	構造において、原則全ての水槽に覆蓋等を設けることとありますが、その仕様等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 112の回答をご参照ください。
120	各施設の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	沈澱池において、分界点での水位を守れば水理的に逆流は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
121	各施設の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	沈澱池において、分界点での接続条件（配管継手、柵での接続など）および位置の指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
122	覆蓋等について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	全ての水槽に覆蓋の設置が求められていますが、コンクリートスラブも覆蓋等に含まれるとの理解で宜しいでしょうか？	コンクリートスラブは覆蓋等に含まれると考えます。提案可能な方法については、No. 112の回答をご参照ください。
123	古墳について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	古墳に影響の無い造成、配置計画とすることとありますが、具体的な規制等ありましたら教示願います。また造成の結果、新たに発掘調査が必要になった場合、工事の中止や工期延長に伴う追加費用等のリスクは事業者側が負わないということをお願いします。	特に規制等はありませんが、古墳及びその土台部分に物理的な損傷が無いように計画ください。後段については、No. 118の回答をご参照ください。
124	防水工について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	「池状コンクリート構造物（雨水排水用の柵等を除く）には防水工を施すこと。」とありますが、防水工の種類は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	古墳について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	「本事業地内には古墳（1基）が存在する・・・」とありますが、古墳見学に必要な仮設通路等を検討する必要があるため、工事期間中における古墳公開の有無をご教示くださいますようお願いいたします。	工事期間中は安全性確保の観点から古墳公開は予定していません。
126	土木・建築構造物設計の要求水準	17	第3	2	(2)	①	表3-2	場内配管において、浄水処理設備及び排水処理設備に関する場内配管の指定はありますが、それ以外は事業者にて選定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	各施設の要求水準について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	浄水池について、フラットスラブ構造又は梁柱構造を基本としますが、構造を検討し、9項の表1-4に示される耐震性を有する場合、壁構造も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	粒状活性炭接触池の設置位置について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	粒状活性炭接触池の設置位置について、過去に同原水で実験が行われているのでしょうか？実験が行われている場合、データをお示し頂くことは可能でしょうか？	本浄水場の実験結果はございませんが、本浄水場と水源を共有する千苧浄水場（原水接触）の実測値（原水濁度・色度・Ph・アルカリ度及び濾水濁度・色度、浄水Ph・アルカリ度など）を提供することは可能です。それらの資料は、入札公告後、希望者に貸与する予定です。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
129	粒状活性炭接触池の設置位置について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	浄水方法の変更に該当する場合、当該認可変更業務は本事業に含まれますか？	認可変更が伴う場合、市が行いますが、P.20(3)「設計に伴う各種申請等の業務」に記載のとおり添付資料等の作成支援を行ってください。
130	粒状活性炭接触池の設置位置について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	粒状活性炭接触池の設置位置によっては、生物活性炭処理となることも想定されますが、その場合、実証実験の実施が必要となるでしょうか？	実証データの提出については求めませんが、実証実験の必要性については、事業者でご判断ください。
131	各施設の要求水準 粒状活性炭接触池	17	第3	2	(2)	①	表3-2	処理方式は、凝集沈殿+砂ろ過+粒状活性炭接触池を想定されておりますが、この活性炭処理については、粉末活性炭処理にする事も可能か、ご検討をお願いします。	要求水準書(素案)のとおりとします。
132	土木・建築構造物設計の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の構造の要求事項欄に、「池状コンクリート構造物には防水工を施すこと」とありますが、他の要求事項に記述がありますように技術的にはコンクリートによる水密性確保が基本と考えています。そのため、この防水工とは更新費用に多額の費用を要する防水塗装を前提とせず、コンクリートのクラック抑制による防水対策も含むものと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	土木・建築構造物設計の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の構造の要求事項欄に、「池状コンクリート構造物には防水工を施すこと」とありますが、例えば、両側が接水条件となる隔壁や柱については、防水工の対象外と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	土木・建築構造物設計の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の構造の要求事項欄に、「上水施設等については、水密性構造物であるため、クラックの抑制等に配慮すること」とありますが、このクラックについては、コンクリート標準示方書を参考に、水密性確保を目的として、0.2mm以上のクラック幅を対象と考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	No.111の回答をご参照ください。
135	土木・建築構造物設計の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の構造の要求事項欄に、「上水施設等については、水密性構造物であるため、クラックの抑制等に配慮すること」とありますが、今回の工事にあたっては、生コン車両の通行制限などのため、コンクリートの細かな分割打設が想定されます。そのため、打ち継ぎ箇所への止水版設置による対応により分割打設を計画しても良いと考えております。このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
136	土木・建築構造物設計の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の構造の要求事項欄に、「土木構造物は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能をともに満たすこと」とありますが、設計地震動については、水道施設耐震工法指針に準拠し、方法4を採用してもよろしいでしょうか。これは、方法2は兵庫県において設計に用いることができる地震動を想定していないため、方法3は過去の観測記録から選択することに技術的根拠が曖昧なためです。また、学術的な技術を必要とする方法1を採用する場合は、地震波形などを提供いただけるということでもよろしいでしょうか。	地震動の設定方法については、水道施設耐震工法指針に基づくことを前提にご提案下さい。
137	土木・建築構造物設計の要求水準について	16	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の構造の要求事項欄に、「土木構造物は、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能をともに満たすこと」とありますが、設計地震動については、水道施設耐震工法指針に準拠し、構造物特性係数を考慮してもよろしいでしょうか。	水道施設耐震工法指針に基づくことを前提にご提案下さい。
138	土木・建築構造物設計の要求水準について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の浄水池の要求事項欄のスラブ構造又は梁柱構造を基本とするとありますが、壁構造でも問題ないと考えております。このような理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	土木・建築構造物設計の要求水準について	17	第3	2	(2)	①	表3-2	項目欄の場内配管の要求事項欄に、「構造物からの取出部、地層の境界部等の配管は、可とう管、継輪などを設け、不同沈下を吸収できる構造とする」とありますが、特に構造物からの取出部において、要求される変位量が満足できるのであれば、継輪2個による対応としてよろしいでしょうか。また、要求される変位量は、地盤の動的解析（等価線形化法）により算定してもよろしいでしょうか。	貸与する地質調査資料等から判断してください。
140	各施設の要求水準について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	混和池において、小水量時にも十分な攪拌強度を維持できるようにとあり送水量の指示は貴市であることから、最小水量をご教示ください。	最小水量については、特に想定はしていません。
141	各施設の要求水準	18	第3	2	(2)	②	表3-3	急速ろ過について、「水量変動への十分な対応が可能」との御記載ですが、対応が必要な変動幅をご教示願います。	最大水量は70,000m ³ /日で、最少水量は想定しておりません。その範囲において、対応可能な水量変動の幅についてご提案ください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
142	混和池について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	「小水量時」として想定されている水量をお示し頂くことは可能でしょうか？	No. 140の回答をご参照ください。
143	沈澱池について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	沈澱池に傾斜板等の沈降装置を設置することは可能という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
144	機械設備設計について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	急速ろ過に関して、「水量変動への十分な対応が可能」とありますが、想定される変動幅をご教示くださいますようお願い致します。	No. 141の回答をご参照ください。
145	機械設備設計について	18	第3	2	(2)	②	表3-3	項目「脱水機棟」とありますが、「脱水設備」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	薬品の注入率について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	薬品注入設備の要求水準についてPAC、苛性ソーダ、次亜の注入率は原水水質のデータから事業者で設定するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	各施設の要求水準について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	薬品流入設備において、新型インフルエンザ対策として60日分を確保できる容量とありますが、長期間の保管は品質劣化が考えられます。施設設計指針通りの10日間以上の容量していただきたく存じます。	新型インフルエンザ対策については再検討します。今後公表する要求水準書(案)及び入札説明書等をご参照ください。
148	機械設備設計、薬品注入設備について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	「新型インフルエンザ対策として、貯蔵量は60日分を確保できる容量」と記載がありますが、次亜塩素酸ナトリウムについては、100m ³ を超える容量(処理水量による注入率を想定)が必要になると考えます。品質劣化等を考慮し、確保が必要な日数を御再考(短縮)していただけないでしょうか。	No. 147の回答をご参照ください。
149	各施設の要求水準について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	薬品注入設備において、新型インフルエンザ対策として60日分を確保できる容量とするとありますが、対象水量は通常時運用水量、原水水質は平均値が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	各施設の要求水準について	19	第3	2	(2)	②	表3-3	薬品注入設備において、新型インフルエンザ対策として60日分を確保できる容量とするとありますが、次亜塩素酸ナトリウムについては、対象水量・注入率によりますが100m ³ を超える容量を保管することとなり、長期保管は品質への配慮が必要となります。劣化等も考慮し、ご再考をお願いします。	No. 147の回答をご参照ください。
151	各施設の要求水準	19	第3	2	(2)	②	表3-3	脱水機の1日当たりの運転時間について制約があればご教示ください。	騒音基準等の規制を満たす限り制約はありません。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
152	各施設の要求水準	19	第3	2	(2)	②	表3-3	脱水機の設計に際して、汚泥を提供（サンプリング）いただくことは可能でしょうか。	本浄水場と水源を共有する千苺浄水場（原水接触）の実測データを提供することは可能です。資料については、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
153	濃縮槽引抜き汚泥濃度の運転データ	19	第3	2	(2)	②	表3-3	「現在の濃縮槽引抜き汚泥濃度の運転データ（月報等の年間変動がわかるもの）を支給お願いいたします。	No. 152の回答をご参照ください。
154	表3-4 電気・計装設備設計要求水準	19	第3	2	(2)	③	表3-4	共通事項において、露出配管は「屋内は金属配管又は金属線びとする」とありますが、屋内は損傷の恐れの高いFL+2000程度までを保護管で保護し、以降はケーブル転がしとしてよろしいでしょうか。	要求水準書（素案）のとおりです。
155	表3-4 電気・計装設備設計要求水準	19	第3	2	(2)	③	表3-4	受変電設備において、「常用－予備の2回線6kV受電方式とする」とありますが、実施方針P. 17 (4) 敷地周辺設備イ電気では「6.6kV、1回線」とあります。後者の1回線を正と考えてよろしいでしょうか。	2回線とします。
156	各施設の要求水準	19	第3	2	(2)	③	表3-4	大規模停電対策設備の能力について、①全負荷定常運転に必要な容量との御記載ですが、建築付帯設備の一部等、浄水・送水運転に直接関連しない負荷は対象外と考えてもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	各施設の要求水準	19	第3	2	(2)	③	表3-4	大規模停電対策設備について、3日間の浄水・送水が必要となる「計画浄水量」を具体的にご教示ください。	通常時運用水量とします。
158	水質計器について	19	第3	2	(2)	③	表3-4	水質計器の種類、設置位置、数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか？	要求水準を満たす範囲での提案事項となります。
159	電気・計装設備設計について	19	第3	2	(2)	③	表3-4	共通事項において「製作盤は、板圧を・・・」とありますが、「板厚」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	電気・計装設備設計について	19	第3	2	(2)	③	表3-4	受変電設備は常用－予備の2回線6kV受電方式でよろしいでしょうか実施方針には、6.6kV、1回線受電の記述があります。	No. 155の回答をご参照ください。
161	電気・計装設備設計要求水準	20	第3	2	(2)	③	表3-4	無停電電源装置の容量として「3時間以上」とありますが、無停電電源装置で保持する時間を短縮し、以降は自家発電設備から電源供給する方式としてもよろしいでしょうか。	3時間以上とします。
162	電気・計装設備設計要求水準	20	第3	2	(2)	③	表3-4	監視制御設備において、LCD監視制御装置の台数が3台と4台の記述がありますが、3台を正と解釈してよろしいでしょうか。	4台設置で、内1台は予備機です。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
163	電気・計装設備設計要求水準	20	第3	2	(2)	③	表3-4	テレメータ設備において、工水受電設備棟電気室、テレメーター外線接続箱の位置をご教示ください。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
164	電気・計装設備設計要求水準	20	第3	2	(2)	③	表3-4	機械警備設備において、赤外線センサー、監視カメラは、市が別途契約する警備会社の所掌にて設置・監視業務を実施されるとし、事業者としては必要な配線路や電源の設置のみと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(素案)に規定する保安業務が実施できるようにご提案ください。
165	各施設の要求水準	20	第3	2	(2)	③	表3-4	無停電電源装置は、大規模停電対策設備で十分な容量が確保できている上で、さらに3時間以上の容量が必要な理由をご教示ください。	電源の安定性確保のため、要求水準書(素案)のとおりとします。
166	各施設の要求水準について	20	第3	2	(2)	③	表3-4	監視制御装置について、「LCD監視制御装置の構成は～3台とすること」とありますが、その後の文章で「4台とも全ての設備情報が表示できるようにすること」とあります。後半の文章の台数は3台との理解でよろしいでしょうか。	No. 162の回答をご参照ください。
167	各施設の要求水準	20	第3	2	(2)	③	表3-4	テレメータ設備について、入出力項目(信号授受)は別紙6「上ヶ原浄水場データ一覧表」を参照するとありますが、項目毎の点数については事業者からの提案と考えてよろしいですか。	○号ろ過池等、項目により複数台必要な場合は台数分となります。
168	LCD監視制御装置の設置数量について	20	第3	2	(2)	③	表3-4	LCD監視制御装置の構成は3台とのことですが、メンテナンス等を考慮して4台の設置を要求されているとの理解になるでしょうか?	ご理解のとおりです。
169	テレメータ設備について	20	第3	2	(2)	③	表3-4	無停電電源装置の容量を算出するにあたり、テレメータ設備の電源容量をご教示くださいますようお願いいたします。	市が設置するテレメータ設備の容量について考慮する必要はありません。
170	バイオセンサーについて	20	第3	2	(2)	③	表3-4	「原水で常時監視できるように設置すること。」とありますが、設置場所は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	機械警備設備について	20	第3	2	(2)	③	表3-4	「・・・敷地内への不審者の侵入を確実に検知すること。」とありますが、不審者の侵入を防ぐことまでを求めるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
172	各施設の要求水準	20	第3	2	(2)	④	表3-5	外構施設でフェンス等を設置する「神戸市管理区域」の範囲をご教示願います。	上ヶ原浄水場の敷地内で、事業予定地外の部分を神戸市管理区域とします。
173	各施設の要求水準	20	第3	2	(2)	④	表3-5	「入出場門は、神戸市管理区域と区分し、危機管理時に動線が交錯しないように配置すること」について、新たに入出場門を設置することを意味しますか。あるいは門扉及び事業範囲までのアクセスは神戸市管理区域との兼用可と理解してよろしいですか。	入出場門は、神戸市管理区域に設ける門と区別し、直接場外から入出場できる門を設置してください。
174	各施設の要求水準	20	第3	2	(2)	④	表3-5	外構で法面安定・保護対策が必要となる範囲を想定されておればご教示ください。	想定しておりません。
175	外構施設について	20	第3	2	(2)	④		「本事業敷地内の保安を十分に考慮した外構施設を整備すること。」とありますが、既存外構施設で十分な保安が確保可能と事業者が判断した場合は外構施設を整備しなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、判断については、市との協議によります。
176	設計図書	21	第3	2	(4)			設計図書の作成について、設計図、設計報告書、設計計算書には全て仮設工は含まれているのでしょうか。	仮設工も含めて設計してください。
177	各施設の要求水準	21	第3	2	(5)			設計業務の技術者に求められる法的に必要な資格をご教示ください。	建築士等が該当します。
178	建設業務について	21	第3	3				工事前に設計照査を行うとありますが、設計業務における照査を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	当該照査は、建設業務の中で行う照査を指しています。
179	近隣調査等	21	第3	3	(1)			対象となる近隣調査範囲、近隣住民範囲、公共施設等について市が別途発注予定の工水更新工事を行う調査内容を明示いただき、若しくは調査済の資料を開示願います。	計画段階であり、現在のところ開示できる情報はございません。
180	工事全般	21	第3	3	(1)			仮設構造物は残置が可能でしょうか。	施設性能や維持管理上の安全面で支障が無く、見学者動線にも影響が無いものについては認める場合があります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
181	工事全般	21	第3	3	(1)			事業予定地内およびその近傍において、工事中の変位および振動に対する制限がある施設が存在する場合は、その制限値をご教示下さい。	現在提示できる制限値はございません。
182	工事全般	21	第3	3	(1)			外周道路から事業予定地東側の沈澄池に乗り入れするゲートは使用可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
183	工事全般について	21	第3	3	(1)			工事全般において、他の関連工事も施工される予定であるとありますが、すべての関連工事の内容・時期の情報を公表願います。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
184	工事全般について	21	第3	3	(1)			現時点で明確になっていない当敷地内で施工される他の関連工事との調整により、本事業のスケジュールに影響が出た場合、貴市リスク負担と考えるとよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	工事全般について	21	第3	3	(1)			近隣調査等について、現時点で必ず実施しなければならない項目が判明しておれば、ご教示願います。	判明している調査項目はありません。
186	工事全般について	21	第3	3	(1)			近隣住民等の理解と協力を得る場(例えば住民説明会)は貴市主催で実施されるところと考えるとよいでしょうか。	本施設の設置に関する住民反対運動等に起因するものは市の負担、事業者が行う業務に関する反対運動等に起因するものは事業者の負担となります。
187	工事全般について	21	第3	3	(1)			使用材料は新品に限るとあるが、資源リサイクルシステムの採用は認めないという理解でよろしいでしょうか。	リサイクル製品として市場に認められているものであれば認めます。
188	周辺住民への配慮に関する事項	22	第3	3	(2)			地元住民との協議により事業予定地への大型工事車両通行台数が制限された場合、制限台数によっては本体コンクリート打設において外部のプラントからの供給だけでは一度に施工できる打設量も制約され、打設品質や施工性の確保が難しくなると考えます。対応策として現地プラントを設置し、コンクリート打設を行うことも検討できますが、現地プラントで製造するコンクリートはJIS規格外となり品質を保証する公的機関はありません。事業者の自主検査による現地プラントで製造した生コンクリートによる施工を認めていただけますでしょうか。	JISに定められた検査方法に基づいて適切に品質管理を実施する場合に限り、認めます。
189	工事全般について	22	第3	3	(2)			周辺環境に与える要因に対する対策について、現時点で判明している制約要件(例えば工事車両の通行量制限等)があればご教示ください。事業者で判断できない要件になりますのでご教示をお願いします。	現在把握している制約要件はありません。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
190	工事全般について	22	第3	3	(2)		事業者は、市が行う地元説明や関係自治体への説明等の補助や資料作成を行うこととありますが、実施時期・対象・回数・説明内容などをご教示願います。	事業者が作成する工事施工計画書を確認後、市と事業者との協議により対象範囲や回数等を考慮していくものとなります。
191	周辺住民への配慮に関する事項について	22	第3	3	(2)		「上水施設の工事期間中に想定される搬出入車両による影響等、周辺環境に与える要因について想定し、対策を講じること」とありますが、想定した内容及び条件が事業者の責に依らないことに起因し変更となった場合、事業費や工期の変更は認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が行う業務に関する住民反対運動等に起因するものは事業者の負担となりますが、事業者の責でないことが立証され、事業費や工期への影響が大きい事象については協議するものとなります。
192	工事全般について	22	第3	3	(2)		「工事期間中に想定される搬出入車両による影響等、周辺環境に与える要因について想定し、対策を講じること」とありますが、搬出入工事車両車種の制限及び制限数はございますか。	現在把握している制限事項はございません。
193	工事全般について	22	第3	3	(3)		貴市が必要に応じて立ち合われる「総合試運転」について実施すべき内容をご指示ください。	市が立ち会う場合の実施内容については提案によるものとなります。
194	工事全般について	22	第3	3	(3)		「試運転に際して発生する排水及び汚泥は原則として事業者が自らの負担により処理し、処分する」とありますが、試運転時の排水は、適切な処理を施した後、河川に放流できるものと考えますがよろしいでしょうか。 放流先および放流可能水量・水質などの条件をご教示願います。	西宮市担当局にご確認ください。
195	工事全般について	22	第3	3	(3)		試運転際して発生する処理水（特に連続運転時）については、工水施設への送水は可能と考えてよろしいでしょうか。	工業用水の水質基準を満たしていても、不可とします。
196	試運転水量について	22	第3	3	(3)		試運転に要する原水の提供可能量とその流量範囲、提供可能時間帯についてお示し頂けないでしょうか？	事業者が試運転計画書を作成する上での市との協議になります。
197	試運転排水について	22	第3	3	(3)		試運転排水の可能放流先をお示し頂けないでしょうか？また、当該放流先にて満足すべき水質・水量も併せてお示し頂けないでしょうか？	西宮市担当局にご確認ください。
198	工事精算書について	22	第3	3	(5)		工事精算書は設計図書のひとつとして作成する工事費内訳書に対する精算書との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
199	水道施設台帳について	22	第3	3	(5)		水道施設台帳として、現在使用されている台帳システムがございましたら製造者、製品名をお示し頂けないでしょうか？	お示しできるものがないので、事業者の提案事項となります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
200	工事全般について	23	第3	3	(6)			「建設工事期間中の汚水及び雑排水は事業者の負担と責任により適正処理」とありますが、排水基準を満たしたうえでの河川放流は可能なものと考えますがよろしいでしょうか。	西宮市担当局にご確認ください。
201	建設工場の汚水、雑排水について	23	第3	3	(6)			建設工事排水の可能放流先をお示し頂けないでしょうか？また、放流先にて満足すべき水質・水量も併せてお示し頂けないでしょうか？	西宮市担当局にご確認ください。
202	工事全般について	23	第3	3	(6)			「建設工事期間中の汚水及び雑排水は事業者の負担と責任により適正処理」とありますが、放流先および放流可能水量・水質などの条件をご教示願います。	西宮市担当局にご確認ください。
203	環境対策	23	第3	3	(7)			「周辺の景観に配慮すること」と記載がありますが、周辺の景観に関する事項で、関連法規の他に遵守すべき事項があればご教示ください。	関係自治体等と調整してください。
204	工事全般について	23	第3	3	(7)			周辺の景観に配慮することのご指示ですが、適用すべき法規制等以外に、上乘せで考慮が必要な内容があればご指示ください。	関係自治体等と調整してください。
205	工事監理業務について	23	第3	4	(1)			貴市が通常実施されている工事監理業務の水準について、知ることができる資料をご案内頂けないでしょうか？	要求水準書(素案)に記載の「適用する仕様書等」をご参照ください。
206	計画策定業務およびセルフモニタリング業務について	24	第4	2	(1)			各マニュアル作成において、環境整備に関するマニュアルの作成が求められていますが、環境整備業務とは、P.32の清掃業務のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	計画策定業務およびセルフモニタリング業務について	24	第4	2	(1)			市は「各種マニュアル・計画書等の使用権を有する」とありますが、使用される際は事前に通知いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、市が第三者へ開示または使用させる場合は事前に協議が必要であると考えます。お考えをご教示願います。	各種マニュアル・計画書等の成果物については、市の裁量により使用できるものとします。詳細は事業契約書(案)で示します。
208	計画策定業務およびセルフモニタリング業務について	24	第4	2	(2)			「維持管理計画の作成」にあたり、貴市の水道技術管理者と事業者で配置する水道技術管理者との情報共有、事前協議の方法を明確にして頂くようお願いいたします。	統括マネジメント業務として、市との調整を行う会議の開催についてご提案ください。
209	計画策定業務およびセルフモニタリング業務について	24	第4	2	(3)			セルフモニタリングの内容等を提案書類に対して追加指示いただいたことによる追加コストは貴市負担と考えてよいでしょうか。	要求水準を満たすために必要と市が判断した追加指示に伴う費用については事業者が負担し、それ以外の指示に伴う費用については市が負担するものとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
210	セルフモニタリングについて	24	第4	2	(3)			「事象者は、・・・」とありますが、「事業者は、・・・」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	運転管理業務について	25	第4	3				千苺貯水池については特に資料の熟知が求められていますが、千苺貯水池の管理は水質試験年報で示される管理が継続されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	運転管理業務について	25	第4	3	(1)	①		運転管理マニュアルについて、貴市の「原水水質で留意すべき状況」に対応するための追加コストは貴市負担と考えてよいでしょうか。	「原水水質で留意すべき状況」に記載している事項が、入札説明書等から読み取れないものであった場合には、対応方法及び追加費用の有無について市と協議することとします。
213	運転管理業務内容について	25	第4	3	(1)	①		「市が作成する水質検査計画」とありますが、事業者へは、一般に公開される以前の検討段階で開示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	検討段階では開示いたしません。前年度からの変更が生じる場合は、事前に協議の場を設けます。
214	浄水処理設備の運転管理について	25	第4	3	(1)	②		「市の指示に応じた送水量を、時間変動なく」とありますが、御指示いただく時間毎の水量に対する処理水量の誤差について、許容範囲を御教示願います。	時間変動なく送水することを前提に、浄水量については、効率的な運転ができるよう時間毎の水量管理を行ってください。送水量の誤差の考え方については入札説明書等で示します。
215	運転管理業務内容について	25	第4	3	(1)	②		浄水処理設備の運転管理について、導水路上の別途指示する管理点での水位を許容範囲に保つとありますが、水位信号を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提供方法については、市と事業者との協議事項です。
216	運転管理業務内容について	25	第4	3	(1)	②		浄水処理設備の運転管理について、市の指示に応じた送水量を時間変動なく浄水するようにとありますが、許容範囲などありますか。また、ご指示内容は、協議によって、日単位あるいは一定期間で調整することはお認めいただけると理解してよろしいですか。	No. 214の回答をご参照ください。
217	運転管理業務内容について	25	第4	3	(1)	②		浄水処理設備の運転管理について、市の指示に応じた送水量を時間変動なく浄水するようにとあります。「水運用計画」の考え方について、具体的な例をお示し願います。	原則、一定量の送水を継続することとします。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
218	上水施設の停止時について	26	第4	3	(2)	表4-1	運転操作ミス等、事業者の帰責により上水施設が停止した場合、阪神水道企業団から必要水量の送水を受けることがあると思料しますが、その費用についてはどのような取り扱いになるのでしょうか？市と事業者の間で予め費用負担を取り決めておく方が良いと思料します。	事業者の帰責により上水施設が停止した場合に市に発生する損害については、事業者が負担することとします。費用負担の詳細については入札説明書等で示します。
219	非定常時の運転対応について	26	第4	3	(2)	表4-1	表4-1において上水施設の管理区分が市、事業者、阪神水道企業団の3つに分かれています。これは「非定常時ケース」における帰責事由の分類であり、上水施設の管理区分はあくまでも事業者であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	業務実施報告書の作成業務	27	第4	3	(3)	表4-2	汚泥搬出量は最終処分先での計量データによる報告でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	運転管理業務内容について	27	第4	3	(3)	表4-2	業務実施報告書の作成業務において、報告書記載内容(例)に、「水質測定結果」と「分析結果報告書」という記載があります。水質測定は運転状況を確認するための日常的な簡易な測定と考えていますが、分析とはどのような内容を想定されていますでしょうか。また、水質分析は貴市で実施されると理解しております。	事業者は、日常的な水質測定結果から、水質変動の要因やそれに伴う運転管理における留意点の抽出等の分析を行うことを想定しています。
222	環境管理記録について	27	第4	3	(3)	表4-2	報告書記載内容(例)に示される「環境管理記録」について、現在既設の浄水場および貴市浄水場で実施されている環境管理の項目をお示し頂けないでしょうか？	事業者の提案事項です。
223	運転管理体制について	28	第4	3	(4)		「水道浄水施設管理技士1級を取得した人員を1名以上専任で配置し、現場にて従事させること。」とありますが、平日・昼間の配置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	運転管理体制について	28	第4	3	(4)		水道浄水施設管理技士1級は専任配置のうえ現場にて従事とあります。平日昼間の配置と理解しておりますが宜しいですか。	No. 223の回答をご参照ください。
225	夜間の運転管理体制について	28	第4	3	(4)		有人であれば夜間宿直とすることも可であると理解してよろしいでしょうか。	体制はご提案によりますが、異常時等の対応を迅速に行える体制を整えてください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
226	保守点検業務について	28	第4	4	(1)	③		法定点検について、法改正により、提案時に想定していない業務が発生する場合は契約変更の対象となる考えております。この理解でよろしいでしょうか。	「本事業に直接関わる関係法令」に該当する法改正については市のリスクとなります。
227	修繕業務について	29	第4	4	(2)			性能低下等に至った場合の判定基準は、事業者の所見による判断で良いとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
228	水質管理業務について	29	第4	5				「市独自の水質検査」についてはサンプリングも貴市が行うものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	水質管理業務について	29	第4	5				水質検査は、市が作成する水質検査計画に基づき市が定期的を実施するとありますが、平成30年度の計画に記載されている毎日検査、水質基準項目の検査の内容（項目・頻度）を実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	水質検査計画は毎年度策定しており、それに基づいた検査を実施いたします。
230	水質管理業務について	29	第4	5	(1)			水安全計画について、上水施設を対象とした水安全計画の作成が求められていますが、現在の浄水場単位の水安全計画の公表をお願いします。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
231	運転管理上の水質測定について	29	第4	5	(2)			毎日行う運転管理上の水質測定について、測定項目や測定箇所は事業者提案との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
232	水質管理業務について	29	第4	5	(3)			測定方法について、厚労省告示、上水試験方法によるとの記載がありますが、水質検査は貴市で実施されることと認識しています。事業者が必要に応じて実施するものは、外部の計量事業者等にて実施することも選択肢として認めて頂きたいと考えますがよろしいでしょうか。	事業者が実施する水質検査については特に規定はございません。
233	水質管理業務について	29	第4	5	(4)			原水に起因する水質事故による浄水機能停止の復旧に向けた費用発生リスクは貴市との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、貴市へ水質検査を依頼するという流れで報告させて頂くという理解でよろしいですか。	費用負担についてはご理解のとおりです。その後の対応は、事業者にて浄水機能を復旧後、市に水質検査を依頼し、問題ないことが確認できれば送水を再開することとなります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
234	水質管理業務について	29	第4	5	(4)		「水質事故等による浄水機能を市の指示又は事業者の判断で停止した場合、事業者の責任において早急に復旧に向けた対策を講じること」とありますが、P.30表4-3に記載のある「考えられる状況」の内、「貯水池、導水路における水質異常」「テロ」については、事業者の責任は、「市への早期報告」と「市の指示に基づく運転調整」が相応しいと考えます。理解のとおりでよろしいでしょうか。	表4-3の「考えられる状況」は責任分担を示したものではありません。市の指示または事業者の判断により浄水機能が停止する状況を示したものです。その際の事業者の責任については同表の「事業者の対応」に示したとおりです。
235	災害、事故等の緊急時の対応について	30	第4	6	(1)		マニュアルへの記載事項として「事業継続に関することを含む」とあります。大変重要なことであると理解しており、現在貴市で作成されている内容をと整合の上、事業者で対応可能なことを提案していきたいと考えます。関係資料のご開示をお願いします。特に導水事故、地震、水質汚染事故、テロ、新型インフルエンザの項目について、宜しくお願いします。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
236	災害、事故等の緊急時の対応について	31	第4	6	(3)		災害、事故等により、応急措置対応が必要となる「事業予定地外の施設」を具体的にご指示ください。	千苅導水路や神呪量水池等、事業予定地外で本施設と接続されている施設等で災害・事故が発生した場合に、被害を最小限に留めるために本施設側で対応できる作業を想定しています。
237	災害、事故等の緊急時の対応について	31	第4	6	(3)		災害、事故等の緊急時への備えとして「資機材、備品等を確保する等の対応を行うこと」との記載がありますが、指定する備品があればご教示願います。	指定はございません。
238	災害・事故時の厚生労働省への報告について	31	第4	6	(3)		別紙1「災害・事故対策業務」では「災害・事故時における厚生労働省への報告」となっています。事業者は緊急時市への報告をするのみでよろしいでしょうか？	表に記載のとおり事業者が厚労省に報告してください。
239	災害、事故等の緊急時の対応について	31	第4	6	(3)		災害、事故等の緊急時の対応を実施した場合に、速やかに報告書を作成することについては、市が実施する当該施設の復旧作業を支援した場合においても、該当するという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。市が実施する復旧作業を支援した場合には、支援した内容について報告することとなります。
240	教育・研修業務について	32	第4	8			教育・研修業務の具体的な内容は事業者提案によるものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	教育・研修業務について	32	第4	8			教育・研修業務の目的が「市職員の技術力維持と確実な技術継承」となっております。具体的に考えられていることはどのような内容でしょうか。	同施設の特徴を踏まえた維持管理方法の概要や水質管理上の留意点等のノウハウ移転を想定しています。具体的な内容は提案によります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
242	施設公開業務について	32	第4	9			施設公開業務について、地元小学生を対象とした見学が別紙8に示されていますが、その他自治体関係者、社団・財団等の団体などの見学もあると想定しますが、同等の内容を実施されていたとの理解でよろしいでしょうか。また、小学生以外の団体等への対応として事業者が実施することが難しい場合は、市の補助という理解でよろしいですか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、原則対応者は事業者とします。
243	施設公開業務について	32	第4	9			施設公開業務における見学者の受付窓口は貴市との理解でよろしいでしょうか。	原則、事業者が受付窓口となります。
244	施設公開業務について	32	第4	9			施設公開業務の対象範囲(施設)は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、全施設を対象範囲とします。
245	保安業務について	32	第4	10			現在の上ヶ原浄水場の保安業務計画があればご教示ください。	開示できる資料はございませんので、事業者の提案事項となります。
246	清掃業務について	32	第4	11			現在の上ヶ原浄水場の建築物、土木構造物の清掃頻度をご教示ください。	開示できる資料はございませんので、事業者の提案事項となります。
247	清掃業務について	32	第4	11	(3)		現在の上ヶ原浄水場の剪定、害虫駆除の頻度をご教示ください。	開示できる資料はございませんので、事業者の提案事項となります。
248	浄水汚泥等の処分業務について	33	第4	12			「事業者の責任により搬出し、市が指定する処分先までの運搬を行う」とありますが、排出事業者は施設所有者である貴市であると考えます。貴市より産業廃棄物収集・運搬業者へ直接委託されることが適切と考えますが、貴市の見解を御教示願います。	浄水汚泥の排出事業者及び運搬業務に関する取扱いについては再検討します。今後公表する要求水準書(案)及び入札説明書等をご参照ください。
249	浄水汚泥等の処分業務について	33	第4	12			浄水汚泥等の処分業務は、「事業者の責任により搬出し、市が指定する処分先までの運搬を行う。」との記載が有ります。排出者責任の原則より、排出事業者(貴市)より直接、産業廃棄物収集・運搬業者によって運搬されることが相応しいのではないかと理解しております。ご見解をお示しください。	No. 248の回答をご参照ください。
250	浄水汚泥等の処分業務	33	第4	12			過去に浄水汚泥の再利用の実績がありましたら用途とあわせてご教示頂けないでしょうか?	開示できる資料はございませんので、事業者の提案事項となります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
251	浄水汚泥等の処分業務について	33	第4	12			上水施設で発生する浄水汚泥等を事業者の責任により搬出し、市が指定する処分先までの運搬を行う。」との記載がありますが、ご指定場所により運搬費用が大きく変わるため、ご指定場所をご教示願います。	No. 248の回答をご参照ください。
252	事業終了後の引継ぎ業務について	33	第4	13	(1)		「事業期間終了後2年以内に更新を要することのない状態」については消耗品は対象外と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	対象施設の引渡しについて	33	第4	13	(1)		事業期間終了後1年以内に対象施設が要求水準書に示された性能を下回った場合の考え方として、性能が実用上支障のない状態まで回復したか定量的に評価できないものについては、事業者の所見による判断としてもよろしいでしょうか？	性能回復が合理的に説明できることを条件に、事業者が判断するものとします。
254	事業終了後の引継ぎ業務	33	第4	13	(3)		引き継ぎ指導期間は最低2ヶ月程度としますが、事業者提案によるものとし、貴市ご要求で延長した場合の追加費用は貴市負担と考えてよいでしょうか。	市の都合により追加業務を指示した場合には市の負担としますが、引き継ぎ指導の不備により延長を要求した場合は事業者の負担とします。
255	第三者委託を踏まえた市と事業者との業務範囲について		別紙1				再整備業務の水道施設の施設基準の適合性検査とは、貴市に対して検査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	受託水道業務技術管理者として責任をもって実施してください。
256	第三者委託を踏まえた市と事業者との業務範囲について		別紙1				非定常時の運転操作について、災害救助法が適応される場合の飲料水の給水について、水道法適用外になるとの理解でよろしいでしょうか。	状況に応じて市が運転指示を行いますので、それに沿った運転操作を実施してください。
257	第三者委託を踏まえた市と事業者との業務範囲について		別紙1				保全業務における、緊急的な修繕対応において、その原因が事業者の責でない場合に発生する費用のリスクは貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者が、自らの帰責事由による事故で無いことを立証した場合には、市のリスクとします。
258	第三者委託を踏まえた市と事業者との業務範囲について		別紙1				水質異常時の対応について、事業者に「●」となっていますが、原因により事業者のみで対応することが相応しくない事象も想定できます。備考欄に「詳細はP. 29の5水質管理業務(4)参照」等の注釈を入れてください。	ご意見として承ります。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
259	第三者委託を踏まえた市と事業者との業務範囲について		別紙1					災害・事故対策業務における、貴市が実施する復旧作業の支援とは、具体的にはどのような作業を想定されているでしょうか。	No. 236の回答をご参照ください。
260	第三者委託を踏まえた市と事業者との業務範囲について		別紙1					上水汚泥等の処分業務については、貴市が排出事業者となることが相応しいと考えております。	No. 248の回答をご参照ください。
261	過去10年間の原水水質データについて		別紙2					想定する原水水質とありますが、想定される原水水質の経時変化をお示しのうえ、その条件を超えた場合は要求水準外として、設備仕様に考慮しないと考えるよろしいでしょうか。	前段については、市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。後段については、別紙2の想定する原水水質を超える設備仕様を考慮する必要はございません。
262	過去10年間の原水水質データについて		別紙2					想定する原水水質が平均値に比して値が高いと思われます。要求される水質で建設費・維持管理費を算出すると非常に高くなるため、その場合は一時的に処理を停止し、通常時運用水量60,000m ³ /日の対象から控除する等、柔軟な運用をお認め下さいますようお願い致します。	想定する原水水質の範囲内においては処理を継続することとします。
263	過去10年間の原水水質データについて		別紙2					仕様に適した施設とするために、想定する原水水質の継続時間・発生頻度をご教示ください。 特に、濁度・色度・有機物(TOC)・2-メチルイソボルネオール・ジェオスミン・アルカリ度の低下についてお願いいたします。 仮に、想定する原水水質が一時的なものである場合、通常時の水質条件で要求される浄水水質を満足すると考える施設仕様でもよろしいでしょうか。	前段については、入札説明書等で一定の資料をお示しします。 後段については、要求水準書(素案)のとおりです。
264	過去10年間の原水水質データについて		別紙2					水質変動を把握するために、別紙2の基になった10年間の各水質の経時変化の情報を公表願います。	入札説明書等で一定の資料をお示しします。
265	過去10年間の原水水質データについて		別紙2					「想定する原水水質」について、設定された考え方をご提示願います。過去10年間の最大数値あるいは何らかの係数等によって導かれたものになりますでしょうか。	要求水準書(素案)のとおりです。
266	過去10年間の原水水質データについて		別紙2					用役費を算出するための、基準となる原水水質をご教示ください。	別紙2で「平均」として示している数値を基準としてください。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
267	過去10年間の原水水質データについて		別紙2				「想定する原水水質」が超過時においても浄水処理を継続する場合、発生する薬品、電気代等については、精算対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
268	過去10年間の原水水質データについて		別紙2				「想定する原水水質」を超える原水流入時に流入停止することなく浄水処理を継続するケースについて、事業者が適切な措置を講じたにも関わらず処理水目標値が超過した場合は、免責との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	過去10年間の原水水質データについて		別紙2				<p>要求する浄水水質(別紙4)と対比して、今回求められている浄水施設(凝集沈澱、急速ろ過、粒状活性炭)では、除去・低減が難しい項目(以下)があると考えます。</p> <p>別紙2の想定する原水水質が流入した際に浄水水質(要求水準値、管理目標値)を満足しようとするに電気透析やナノろ過膜、逆浸透膜、イオン交換などのプロセスが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・フッ素及びその化合物 ・ほう素及びその化合物 ・ナトリウム及びその化合物 ・塩化物イオン ・カルシウム・マグネシウム等(硬度) ・蒸発残留物 	想定する原水水質の取扱について再検討します。今後公表する要求水準書(案)及び入札説明書等をご参照ください。
270	過去10年間の原水水質データについて		別紙2				想定する水質濃度をを超える原水が流入した場合、浄水処理は停止ではなく継続し、その場合の管理目標値の超過に関しては免責事項との理解でよろしいでしょうか。	想定する原水水質を超過した場合の施設の稼働停止の判断は市が行います。継続した場合についてはNo. 268の回答をご参照ください。
271	施設情報について(上水道施設事業エリア)		別紙3				上水道施設事業エリアが示されていますが、実施方針で示された事業予定地の範囲とでは工水沈殿池4号地側のエリアが異なっています。詳しい事業エリアをお示し願います。上水道施設事業エリア外の外構施設の設計と整備は貴市で行われるとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等でお示しします。
272	要求する浄水水質について		別紙4				検査は貴市で実施され、検査結果については速やかに事業者へも開示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	要求する浄水水質について		別紙4				年間の検査回数は、平成30年度の水質検査計画と同等との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。変更する場合は協議させていただきます。

■上ヶ原浄水場再整備等事業の要求水準書(素案)に関する質問・意見への回答

No	タイトル	要求水準書(素案)の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
274	要求する浄水水質について		別紙4				沈澱池(工業用水用バックアップ)の管理目標値の扱いは浄水と同じでしょうか。また、工業用水道に供給しない場合は沈澱池処理水の要求水準値・管理目標値は適用除外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	現地見学会における質問・意見		別紙7				工事用車両通行可能道路の門扉の西側に貴市用地(更地)がございますが、本整備工事で利用可能な施工ヤード、仮置きスペースとしていただけませんか。	他工事の影響もございますので、別紙7のとおりといたします。
276	素案の扱いについて		その他				入札説明書等の公表において、要求水準が公表されると思いますが、今回の質疑を反映した要求水準(案)が公表され、その後の要求水準が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	その他意見		その他				本事業において、緊急時の工水調整池への送水が含まれますが、上水施設の脱水設備の定期点検や非常時に工水施設の排水処理設備での汚泥受入れを検討いただけませんか。そうすることで、上水施設の脱水機の複数系列化が不要となり、整備費及び維持管理費の低減が図れる可能性があると考えます。	工水施設の排水処理設備は工水の浄水処理過程で発生した排水のみを受け入れることで想定しています。
278	現地見学会における質問・意見		その他				正門の西側に石碑がありましたが、事業開始までに移設等の措置を実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	当該石碑の位置は、上水施設事業エリア外で設定しています。
279	現地見学会における質問・意見		その他				工事に貸与いただける6号、7号緩速ろ過池の水抜き、浚渫は本事業開始前に実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。内部はコンクリートの底版のみがある(ろ材等が残っていない)状態との理解でよろしいでしょうか。	前段について、水抜き等は市が実施いたします。後段については、底版ではなく集水渠が点在していますので、養生を行ったうえでご利用ください。
280	現地見学会における質問・意見		その他				場内に非常に高低差が多く、仮設計画等を立てるにあたり、現状の測量図の提供をお願いいたします。	市が所有している資料を、入札公告後、希望者に貸与する予定です。
281	現地見学会における質問・意見		その他				事業用地内に多くの電線(架空)があることを確認しました。ルート図及び残置の要否・期間などの情報の公開をお願いいたします。	関連資料はございませんが、工水施設改良工事終了後は原則事業用地の電線を撤去してください。

※いただいた質問・意見のうち、要求水準書(素案)の内容に関係が無いと判断したものについては回答対象外としております。